

掛川市議会告示第1号

掛川市議会委員会傍聴規程を次のように定める。

平成25年6月7日

掛川市議会議長 大石 興志 登

掛川市議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号。以下「条例」という。）第19条第3項の規定に基づき、掛川市議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（議員を除く。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、あらかじめ委員長に申し出ることにより、これに代えることができる。

2 傍聴券は、委員会の開催日当日の開会30分前から交付する。ただし、開会30分前の時点において、傍聴を希望する者が第5条に定める定員を超える場合は、抽選によるものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「一般傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日及び委員会に限り、当該委員会の会議を傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第3条 一般傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第4条 一般傍聴人は、傍聴を終えて退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。

(一般傍聴人の定員)

第5条 一般傍聴人の定員は、一の委員会につき5人とする。ただし、委員長が認める場合は、増員することができる。

(傍聴席の指定)

第6条 傍聴人は、指定された傍聴席において傍聴しなければならない。

(傍聴の禁止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、委員会の会議室（以下「委員会室」という。）においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話その他の通話機器の電源を切り、又は無音状態とすること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は委員会の会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、委員会室において写真を撮影し、又は録音、録画等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、条例第19条第2項の規定により退場を命ぜられたとき、又は条例第20条第1項の規定により委員会が秘密会とされたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、委員会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 委員長は、傍聴人がこの規程の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年6月13日から施行する。